

予算決算委員会経済環境分科会記録

1 日 時 令和4年6月22日（水曜日）

開 会	午前 9時58分
休 憩	午前10時33分
再 開	午前10時48分
休 憩	午前11時21分
再 開	午後 0時01分
閉 会	午後 0時29分

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員 9人

委員長	泉 英 之
副委員長	澤 田 和 秀
委 員	飯 山 勝 彦
//	舎 川 智 也
//	高 田 真 里
//	大 島 満
//	橋 本 雅 雄
//	横 野 昭
//	佐 藤 則 寿

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【環境部】

部長	杉谷 要
理事（環境センター所長）	茶木 聖一
部次長	山森 豊
参事（ごみ減量推進担当）	石黒 健一
参事（環境保全課長）	耕作 優
環境政策課長	沼崎 益大
環境センター次長（管理課長）	長崎 秀樹
環境センター業務課長	飯田 哲
環境政策課主幹（調整担当）	高道 伸治

【商工労働部】

部長	関野 孝俊
部次長	藤沢 晃
部次長（コンベンション・薬業・観光振興担当）	長 康博
商業労政課長	谷澤 隆
工業政策課長	長森 貴弘
薬業物産課長	大釜 嘉徳
観光政策課長	柏木 克仁
公営競技事務所長	山崎 正
職業訓練センター所長	松本 晃司
牛岳温泉スキー場所長	中澤 栄三
商業労政課主幹（調整担当）	鈴木 健二

【農林水産部】

部長	金山 靖
理事（農林水産業振興担当）	本林 成元
部次長	高柳 誠
部次長（技術担当）	前田 剛
農林事務所長	梅田 一好
地方卸売市場長	堀田 英樹
参事（天湖森再整備担当）	谷崎 友紀
農政企画課長	三邊 泰弘
農業水産課長	谷井 隆彦
森林政策課長	金井 誠
農村整備課長	金田 英靖
農林事務所農業振興課長	余川 洋成
農林事務所農地林務課長	奥田 孝治
地方卸売市場次長	水野 智
営農サポートセンター所長	増山 進平
農政企画課主幹（調整担当）	仙石 正明

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長	坂口 輝之
議事調査課主任	江部 なな恵
議事調査課会計年度任用職員	佐伯 瞳

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和4年6月定例会の予算決算委員会経済環境分科会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（2名）を許可〕

分科会長 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に飯山委員、舎川委員を指名いたします。

各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

また、委員及び当局の皆様には申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

なお、マスクで声が聞き取りにくいことから、発言する際ははっきりと大きな声をお願いいたします。

これより、環境部所管分の議案の審査を行います。

議案第74号 令和4年度富山市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、環境部所管分、第4款衛生費中、環境部所管分

を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

環境部長 〔挨拶〕

環境部次長 〔環境部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕

環境政策課長 〔議案第74号中
小水力発電利活用事業について、
議案説明資料により説明〕

環境保全課長 〔議案第74号中
富山市北部斎場金属製開閉式扉設置等業務委
託について、
富山市公衆浴場原油価格等高騰対策補助事業
について、
議案説明資料により説明〕

環境センター次長 〔議案第74号中
浴槽用循環ろ過器更新業務委託について、
議案説明資料により説明〕

分科会長 それでは、これより質疑に入りますが、議案
説明資料のページ順に質疑を行いたいと思っ
ておりますので、挙手の上、よろしくお願

いたします。

まずは、議案説明資料 1 ページ目の令和 4 年 6 月環境部補正予算（案）総括表について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは議案説明資料 2 ページ、小水力発電利活用事業について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

大島委員 20 年契約の 10 年目で、このようにギアの片減りといえますか、かなり摩耗するということは、設置の軸がぶれていたという微妙な差があったのか、それともギアの部品自体があまりよくなかったのか。これについて、この事業者はその辺りを把握していらっしゃるのでしょうか。

環境政策課長 今回、その点も含めて調査させていただくということで、今、準備しているところでございます。

大島委員 市が調査するのですか。それとも、メーカーに委託して調査をするという意味ですか。

環境政策課長 業者に委託して行う予定でございます。

大島委員 昨年、小水力発電の全国大会が富山で開かれて、富山には相当高いレベルの技術を持った企業がたくさんあるという宣伝といたしますか—そういう高いレベルであったにもかかわらず、こういう部品が10年目で摩耗するというのは、あまりいただけないという思いがあります。しっかり調査をして、どこが原因だったのか、今後こういうものが出てこないかどうかということを検討していただければと思います。

分科会長 ほかに、議案説明資料2ページに関して、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようでしたら、議案説明資料3ページ、富山市北部斎場金属製開閉式扉設置等業務委託について、質疑はありませんか。

舎川委員 金額については少ないということではありますが、本年3月26日の風の被害は本当に大変ひどかったなど。環境部以外にも、農林水産部など様々なところで影響があったと聞いて

おります。

これは大分古い施設ですか。いつ頃設置されたものなのですか。

環境保全課長 富山市北部斎場につきましては、昭和46年に設置となっております。

舎川委員 50年前ぐらいですか。そういった施設はそういう暴風被害に耐え得ることはなかなか難しいかと思うのですけれども、今回壊れたということで、修繕していただくのは全然問題ないのです。

直接直しに行くのではなくて、どこかに業務委託をするということなのですから、これがどういう仕組みになっているのか教えてください。

環境保全課長 門扉自体がもう修繕できない状態なものですから、設置や修繕、監理なども含めて委託を予定しております。

舎川委員 管理も含めて委託すると。自前ではもうできないから、委託してしまうということですね。

環境保全課長 私どもで直接直すということは、もはやでき

なくなっています。

澤田委員 補正額の半分が一般財源、もう半分が諸収入ということなのですが、諸収入の内訳が分かれば教えてください。

環境保全課長 諸収入につきましては、市有物件—富山市が建物について入っている公共施設の保険がありますので、一応その分で2分の1を見込んでおります。

澤田委員 保険ですね。正式名称は何か分かりますか。

環境保全課長 正式名称ではないのですが、市有物件建物保険のような名称だったかと思います。もし具体的な名称が必要でしたら、後ほどでよろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

分科会長 議案説明資料3ページで、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料4ページ、

富山市公衆浴場原油価格等高騰対策補助事業
について質疑のある方は、お願いいたします。

佐藤委員 これは大変重要な補正だと思います。
まず、対象浴場が34か所でそれぞれ最大1
00万円ですので、予算額はそのまま3,4
00万円ということになっています。この内
訳として、重油、灯油、LPGがそれぞれ幾
らずつなのか教えてもらえますか。

環境保全課長 実際に予算化する前に、公衆浴場業の組合の
ほうに燃料等を調査した段階でこの3種類
のものが上がってきたということで、実は今の
段階では全浴場の燃料の把握はしておりませ
ん。

佐藤委員 承知しました。
要するに、この算出根拠といえますか、10
0万円で足りるのかどうかということです。
具体的に昨年同月期と比べて幾ら上昇したなど、
どのような計算の仕方での金額を算出され
るのか、簡単な算出基準、方法を教えていた
だけますか。

環境保全課長 昨年4月の仕入価格と今年の仕入価格を比較
して、例えば、昨年は1リットル当たり70

円だったものが、今年１リットル当たり９０円であれば、その差額２０円掛ける購入量を想定しております。

算出根拠につきましては、浴場から回答いただいた灯油や燃料の年間購入量でいくと、多少経営規模の差があるので一概には言えないのですけれども、おおよそ２０円掛けると１００万円ほどあれば大体のみ込めるのではないかと思います。あともう一つは、無制限に上限なしということもできなかつたので、上限１００万円と設定いたしました。

佐藤委員 要は、それぞれの浴場によって燃料が違っていけば上昇の具合も違っていて、その状況に合わせて上限だけすぽんと決めて、こうだろうという判断で予算化しているものですから、この予算がそのまま通ると、その後の補正なども場合によってはあり得るのか、そこら辺も確認をしたかったのです。

環境保全課長 もともと、一般的に補助金は予算の枠内という縛りがありますので、仮に１００万円を超えるような状態になったとしても、今のところ補正は予定しておりません。ただ、例えば国や県などが追加で施策を考えられれば改めて考えるということはあるかもしれません

が、現時点で追加の予定はございません。

佐藤委員

法的な判断で、どこかに線を引かなくてはいけないというのは当然あり得ることなので、それで結構なのです。ただ、一応、公衆浴場業の組合に伺ってということなのですが、ある程度もう少し細かい計算といたしますか、大体これが幾らぐらいになるのかということ根拠として示されてもよかったのかなと思ったものですから、確認をしたかったです。こういった考え方について部長、どうですか。

環境部長

事前に公衆浴場業の組合のほうにお尋ねいたしまして、昨年大体どれぐらいの単価で購入しているのかということをお聞きしております。それで、今年4月の市場価格と比較しますと、大体20円ぐらい価格が上昇しているということで、あとは各公衆浴場の使用量をお聞きいたしまして、それらを掛けると大体100万円ぐらいで収まるのではないかとということで、上限を100万円と積算させていただきました。

佐藤委員

まさに市民の公衆衛生といたしますか、コロナ禍で大変な御苦労をしながら引き続いて経営していただいているところなので、本当にそ

ういった現場の方々の不安を拭う、大変期待される施策だと思います。

不平不満が出ることは基本的にはないと思うのですが、ただ、公衆浴場業の組合とも調整して、市としては誠意を尽くしていくということをしつかりと保ちながら進めていくという意味で確認をさせていただきました。ありがとうございます。

大島委員 34の浴場には経営規模の違いもあると思うのですけれども、その浴場ごとに使っている燃料費というのは、市は把握しているのかどうかお尋ねします。

環境保全課長 先ほどもちょっと御説明したところなのですが、34浴場のうち、取りあえず予算化に必要なことで一応、一通りの浴場には燃料の調査に御協力いただくようお願いしたのですが、期間が短かったもので、全浴場については今のところ把握しておりません。

大島委員 どのくらい把握していらっしゃいますか。

環境保全課長 10前後だったかと思います。

大島委員 3分の1以下ということで、やはり予算をつ

ける以上は、全浴場がどのくらい使っているのかということをおある程度把握していただかないと、少し甘いと思います。

この差額の支払い方法は、何か月ごと—1か月ごととか、直接払うのか公衆浴場業の組合を通して払うのか、その辺は決まっていますか。

環境保全課長 現在のところは、6か月ごとの実績払いを予定しております。支払い方法については、直接払いを予定しております。

大島委員 これからまた燃料費がかなり上がっていくという状況で、半年の実績を待って支払いというのはちょっと厳しいのではないですか。3か月か2か月で払われたほうが良いのではないかと思うのです。そのうち、経営が困難だということで辞められるところが出てくる可能性もありますから、半年という期間はもう少し考え直されたほうが良いと思うのですが、いかがですか。

環境保全課長 内容が全く違うのですが、県の同種の補助金も、今のところ半年の実績払いを予定しておりますので、それについては検討していきたいと思います。

大島委員 くどいようですが、単独の補助ですから、県に合わせる必要はないのです。燃料費が上がっているのですから、できるだけ早くお支払いになられたほうがよろしいかと思っております。

澤田委員 まず対象施設についてお伺いしたいと思います。補助対象で一般公衆浴場となっておりますが、例えば、日帰り温泉などというものは含まれているのでしょうか。

環境保全課長 イメージとして、例えばスーパー銭湯などといったものは対象にならなくて、先ほどお話ししましたけれども、まず公衆浴場の許可を受けていて、なおかつ入浴料一例えば大人440円など一の指定を受けているところが対象になるということになります。

澤田委員 入浴料440円というのは公定価格になっているのだと思うのですけれども、財源が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、この補助金は単年度ですよ。ウクライナ情勢がこのまま続くようであれば、来年4月以降も原油価格等の高騰が続いた場合に、この補助金があるのかないのかということところも、事業所さんたちは大変不安

だと思っております。この先、その440円という公定価格がずっと続いていって一値上げができるのかできないのかというところをお聞かせください。

環境保全課長 もともと公衆浴場の入浴料金の決め方としては、まず物価統制令というものが1つ基になっております。物価統制令は実は大分古い制度なものですから、その対象となっているものは、現在のところ入浴料のみとなっております。直近で物価統制令から外れたものは、平成18年に工業用アルコール、昭和47年に消費者米価、それ以前にはほとんどのものが外れていると承知しております。

実際の価格の決定については、物価統制法に基づく公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令というものがありまして、それに基づいて都道府県知事が定めております。実は、今申し上げました大人440円、中人140円、小人60円という決定は、令和元年10月に改定されておりますが、このときには、県の公衆浴場業の組合から出された要望を受けて、富山県生活衛生営業適正化審議会に諮問して、人件費の高騰やその他もろもろを考慮して決めたという富山県の発表がございました。それを勘案すると、実際には決定

権が県にあるものですから、そういった状況においては県に対し要望などが出され、県が決められるという形になることが想定されます。

澤田委員

大変よく分かりました。

ということは、来年度以降、もしまた原油価格等の高騰が続いて、この補助金がなくなった場合に、このまま入浴料の値上げができなければ、富山市が単体で出していた補助を続けなければいけないという事態が起こる可能性があると思います。ですから、やっぱり市の財政も痛むことなので、公衆浴場業の組合だけに任せるのではなくて、この公定価格を変動できるように富山市からも県に働きかけていただければと思います。

公衆浴場業の組合の話ではありますが……

(「議案に関係ない」と発言する者あり)

分科会長

澤田委員、よろしいですか。

澤田委員

はい。

分科会長

議案説明資料４ページで、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 では、次に行きます。議案説明資料5ページ、浴槽用循環ろ過器更新業務委託について、質疑はありませんか。

大島委員 お風呂が壊れてシャワーだけの状態が続いているということです。この職員の方々が身体を清潔に保つためにお風呂に入られたりシャワーを浴びられたりということは、勤務時間内で、もちろん仕事の一環としてされるのだらうと思うのですが、時間などの規則やルールのようなものは決まっていますか。

環境センター
業務課長 収集車がそれぞれ、午後からいろいろな地域に出て行きます。帰ってきてからという意味では、時間的に何時から何時ということは規定していません。

大島委員 時間が決まっていなくても、入浴時間は仕事の一環で勤務時間中という扱いになるとすれば、例えば30分や1時間などという時間の決まりはあるのですか。

環境センター
業務課長 入浴時間を1人何十分などという規定はないのですけれども、収集車がそれぞれの地域を

午後に回ってまいります。それが終わった後、富山市の収集員は午後4時半までが勤務時間でございますが、そこまでの間で、もちろん全員が一遍に入ることもできませんので、帰ってきた順番で、シャワーなりー今はシャワーだけですけれどもー入浴をしていただくという状態だと認識しております。

高田委員 身体を清潔に保つため、労働安全衛生法に基づきとありますけれども、シャワーだけでもその基準に合致していると捉えてよろしいですか。

環境センター次長 労働安全衛生法におきましては、法律の中で厚生労働大臣が指針を公表するものとする。その指針の中で、作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設設備の設置・整備ということで、シャワー室等の洗身施設を整備すること、シャワー室等にはお風呂が含まれることが規定されております。

高田委員 ろ過器を更新するということなので、一時期は工事期間に入られると思うのですけれども、どのぐらいの期間を見ておられますか。

環境センター次長 部品の調達から製作して設置するという工程

で、大体4か月程度かかると認識しております。

高田委員 では、その4か月程度は閉鎖ということになりますか。

環境センター次長 シャワーは使える状態のまま作業できるということですか。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第74号中環境部所管分の意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で、環境部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第10号 令和3年度富山市繰越明許費

繰越計算書、第4款衛生費中、環境部所管分
を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

環境保全課長 〔報告第10号中
地域し尿処理施設費について、
議案書により説明〕

環境政策課長 〔報告第10号中
SDGs推進事業費について、
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。

以上で、経済環境分科会環境部所管分を終了
いたします。

午前10時33分 休憩

~~~~~

午前 10 時 48 分 再開

分科会長 これより、経済環境分科会商工労働部所管分の議案の審査を行います。

議案第 74 号 令和 4 年度富山市一般会計補正予算（第 1 号）、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 5 款労働費中、商工労働部所管分、第 7 款商工費、

議案第 75 号 令和 4 年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）、

以上 2 件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

商工労働部長 〔挨拶〕

商工労働部次長 〔商工労働部所管分の概要について、議案説明資料により説明〕

商業労政課長 〔議案第 74 号中  
在留外国人労働者等に対する就労支援について、  
キャッシュレス決済ポイント還元事業について、  
議案説明資料により説明〕

工業政策課長 〔議案第 74 号中

西本郷企業団地の残土処分委託について、  
議案第75号について、  
議案説明資料により説明]

観光政策課長 [議案第74号中  
立山山麓スキー場整備事業について、  
議案説明資料により説明]

分科会長 これより質疑に入りますが、先ほどと同様、  
議案説明資料1ページ目から順次質疑を行いた  
いと思っております。  
それでは、議案説明資料1ページ、令和4年  
6月商工労働部補正予算(案)総括表につい  
て、質疑のある方はいらっしゃいますか。

[発言する者なし]

分科会長 ないようですので、議案説明資料2ページ、  
在留外国人労働者等に対する就労支援につい  
て、質疑はありませんか。

佐藤委員 1点だけ。今後こういった需要もさらに高ま  
ってくるのだらうと思います。現在のところ  
のニーズはどのような状況でしょうか。

商業労政課長 外国人の相談者につきましては、例年ゼロ件

や1件などという状況であったのですけれども、昨年、令和3年度に15名おりました、令和4年度は現時点で2名の方が相談に訪れております。

佐藤委員

コロナ禍で、在留外国人や海外から来られる方も大分少なくなっている状況でしたし、現在おられる方々の中には就労が大変心配な方々も大勢いらっしゃいます。ウクライナから来られる方というのはいないと思うのですけれども、さらにいろいろなところで対応していく体制を整えていただければと思います。

分科会長

要望でいいですか。

(「はい」と発言する者あり)

分科会長

議案説明資料2ページで、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長

ないようですので、議案説明資料3ページ、キャッシュレス決済ポイント還元事業について、質疑はありませんか。



橋本委員

キャッシュレス決済ポイント還元は、当然、キャッシュレスで支払ったものに対してのポイントだと思うのですが、キャッシュレス決済を広めよう、促そうというのだったら、これはこれでいいような気がするのです。ただ、(2) 事業目的にあるように消費を喚起するという事ならば、また違った方法もあるのかなと思うのです。

要するに、キャッシュレス決済以外というか、それができない方もおられると。消費を喚起するという事なら、そういったことも考えていかなければならないのかなということで、これはこれでいいのですが、今後そういったこともひとつ考えていただけないかと。どうでしょうか。

商業労政課長

本事業については、当然スマートフォンを持っていらっしゃる方しか御利用できないということもありますので、できるだけスマートフォンを利用してのキャッシュレス決済について相談できるような窓口なども設ける予定にはしております。どうしても使えない方については、知り合いの方などを頼っていただくしかないというところもあるのですけれども……。

商工労働部次長 御承知のとおり、以前はプレミアム商品券などいろいろな手段で実施させていただいておりました。ただ、商品券だと利用者には券を出していただくだけなのですけれども、やはり実際に支払いを受ける商店街の方やそれを精算する方に負担がかかるということも考慮しまして、なるべく皆様にお手間をかけないで迅速に処理できるようにキャッシュレス決済を一今回で3回目になりますけれども一採用させていただいているところです。

御指摘のとおり、キャッシュレス決済にはなかなかなじみがない、スマートフォンをお持ちでないという方もいらっしゃると思いますけれども、総務省の調査では、今現在、スマートフォンは大体8割から9割方の世帯に普及している状況でございます。

実際、高齢者などで使えないということがありましたら、今回の委託業務の中には窓口の開設など利用者に向けてのサービス案内というものも含まれております。

主な目的は経済対策ということなのですが、これを機にスマートフォンの普及などといったことも含めまして、本市のスマートシティ事業にも貢献できたらという思いで実施させていただいております。

佐藤委員　これからデジタル社会に対応するためにマイナンバーカードなどの普及もさらに増やしていくという、まさに今、次長がおっしゃったような流れの中での予算措置だと思っております。

委託料5億6,000万円のうち、6,000万円が相談等のいろいろな事業費ということで見ていいのか、この内訳を少しお話しください。

商業労政課長　内訳につきまして、本会議でもお答えさせていただいたのですが、5億6,000万円のうち、5億円は実際にポイントとして還元する分の費用になります。残り6,000万円については、相談窓口の設置やコールセンター—電話での問合せの対応窓口、あとは、いろいろと周知を図るための広報費用、それを請け負う業者の利益等も含めて6,000万円という形にしております。

佐藤委員　委員会ですので、その詳細がある程度分かればという意味で尋ねたのです。それが出ないのでしたら、それはそれでいいのですけれども、算出根拠があるのかなと思って伺いました。

商業労政課長 一応、キャッシュレス決済の事業者に対して支払う手数料のようなものが一部ありまして、それが約3%になります。それ以外の細かな部分については、今後、入札という形を取る関係で、今、積算を詰めているような状況であり、明確にこの額というものは定めていません。

横野委員 5億6,000万円のうち、5億円はポイント還元総額でいいのです。6,000万円の内訳については、例えば、取扱い企業への手数料などといったもので支払う金額だということでもいいですか。その6,000万円の内訳が主に何と何なのかということ佐藤委員が聞いているわけだから、それに対して答弁できないのなら、後から書類で出してください。

商工労働部長 一般質問でもお答えしましたが、今ほど言いましたとおり、参加する店舗の相談窓口、あとスマホをお持ちの一般の利用者がこの事業へどのように参加すればいいのか相談するコールセンター、あと決済事業者の手数料、このサービスを開始するに当たっての広告料などでマックス6,000万円をお願いしていると。その金額の内訳まではまだ私の手元に

ないので分かりませんが、そういった経費が約6,000万円、補正額の10%ちょっとかかるという立てつけになっております。

この費用につきましては、先ほどお尋ねのありました商品券方式などよりはかなり安いということになっておりますので、今回もこの方式を採用させていただいたということでございます。

佐藤委員

決して困らせるつもりで質問したわけではありません。ただ、もしも提示できる一要素にする、事業として、全体的にこれで委託するというような、こういったものも踏まえた事業費なのだということであれば、それはそれで説明できないということになるのかと思いますが。

要は、印刷製本費はまた別の立てつけになっているものですから、これが入っていない理由。また、印刷の内容は、例えばそういった相談窓口でこういうことをやりますというような、より市民が、こういう事業はいいなと思って一先ほど来、皆さんおっしゃっているように、スマートフォンは持っているけれども、その使い方にもっとなじんでもらわないといけない、今後の社会や時代によりマッチ

した生活体験をしていかななくてはいけないということで、まずはスマートフォンの利用を促すということもあろうかと思えます。また、これを利用すると当然経済効果もありますし、地域活性化にも通用すると。では私もやりたいなとなったときに、より参加を促すような事業であって、印刷内容にもそういったことをちゃんと入れてほしいなど。最終的には、私はそれだけを聞きたかったのです。申し訳ございません、混乱させてしまって恐縮ですが、その点についてお願いします。

商業労政課長 印刷製本費につきましては、広報での周知ということでの費用としておりまして、それ以外の部分は委託業者に発注をかける予定としております。キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンを行うことの周知に合わせて、キャッシュレス決済の推進についても意識して広報を作成したいと思えます。

分科会長 議決案件ですので、一応佐藤委員にお尋ねしますけれども、今の時点で、その内容が分からないと賛否が決められないということではありませんね。

佐藤委員 全く違います。

分科会長           その資料は要求いたしますか。

佐藤委員           これは先ほど横野委員が発言をされたので、  
私が言ったことではないから……。

横野委員           よろしいです。  
6,000万円について、結果的に決算でど  
ういう数値が出てくるのかということは非常  
に興味があるわけです。5億6,000万円  
の内訳としてどういう結論が出てくるのか。  
例えば5億円は、ポイント還元額として出て  
くると。あと6,000万円の支出はどうい  
う形で出るのかということが見えないのです。  
6,000万円という金額は本当に当てずっ  
ぽうの数字なのか、どのような金額なのか  
ちょっと見えないと。結局、その財源が全部  
国庫補助となっているので、つまり増額がで  
きるのか、減額できるのかということも含め  
ると、そのあたりが非常に分かりにくいもの  
だから。

今の佐藤委員の質問に対しての答弁で、では、  
6,000万円の内訳は何と何と何なのだと  
—今、部長が答弁されたけれども—本当にそ  
れが6,000万円という数字になるのかど  
うかということを確認したわけです。その根  
拠があるのならば出してくださいというだけ

のことです。

分科会長            ですから、くどいようですが、議決案件ですので、資料が必要となれば今から取りに行ってもらわなければいけないことになりますけれども、そこまで要求いたしますか。

横野委員            いいですよ。後は決算でまた確認しますから。

商工労働部次長    根拠について、今、手元に数字を持っていないのですけれども、1回目、2回目で同様の事業をさせていただいたときの実績や、あとは今回、キャッシュレス決済事業者を2社に増やすので、その部分で若干多く費用がかかるのではということで見積りしております。今後、競争入札を予定しておりますので、どこの業者が入札して落札されるのか分かりませんが、一応、6,000万円は最大値でそれから若干下がってくると。横野委員がおっしゃるように、来年、令和4年度の実績報告で結果は幾らになったと御報告できる形になると思います。

横野委員            最初からそういう説明をしてもらえればよかった。過去にあった2回のキャッシュレス決済ポイント還元事業の場合こういう手数料だ



ったから、それを参考にこの数字を出しましたと言ってもらえれば、それ以上のことを言うつもりはないです。

分科会長 議案説明資料3ページで、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料4ページの西本郷企業団地の残土処分委託について、質疑はありませんか。

横野委員 水質検査5か所となっていますけれども、例えば継続的に検査していく—今は単発の1回だけの水質検査手数料を予算計上していますよね。仮にヒ素が出なかったという数値が出た場合でも、この後の影響を考えて、例えば環境部に移管して2年から3年続けて調査するという意識はあるのかないのか確認させてください。

工業政策課長 先ほども御説明させていただきましたように、今、ヒ素が見つかって、周辺の地下水がどうだったのかという検査をまずさせていただきました。これは汚染土を全部除去した後、念

のために検査をさせていただくという形で考えております。委員がおっしゃるように、住民の方の不安だ、心配だという気持ちにお応えするための念のための予算措置なのですが、地域の皆さんのお話をお伺いした後、やっぱり不安だというお考えが引き続きあるようであれば、例えば保健所と協力して行えば予算措置も要りませんので、そのように柔軟に対応させていただきたいと考えております。

分科会長           ほかに、議案説明資料4ページで質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長           議案説明資料5ページの企業団地造成事業債の繰上げ償還について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長           ないようですので、議案説明資料6ページの立山山麓スキー場整備事業について、質疑はありませんか。

橋本委員           以前、ゴンドラリフトを撤去したときも支柱から始まったのではないかと思います。これ

は第8号支柱ということなのですが、これだけを直せば問題ないのですか。

観光政策課長 今のところ、そこを直せば問題ないと伺っております。

澤田委員 今の質問に関連すると思いますけれども、この傾きの原因は分かっていますか。

観光政策課長 毎回、整備計画に基づいて整備をしているのですがけれども、設置してからかなりの年数がたっているものですから、傾きが年々激しくなってきました、それまで対応していた傾きの処置では対応できないということが今年の3月に判明いたしました。今回その支柱を一回抜いて、基礎をきちんとしてからもう一度支柱を入れるといった、ちょっと大がかりな工事になってしまいました。

澤田委員 その傾きというのは、地滑りなどが要因なのかということを知りたいのです。

観光政策課長 地滑りというよりも、やはり雪がたくさん降ると、使われる方も結構多くなりますので、そういった負荷が経年積み重なって起こったものだと考えております。

澤田委員        そういうことであれば、ほかの支柱の点検も行った上で、ここだけという結論になったわけですね。

観光政策課長    緊急性を要するものとして、今回これが発見されたものですから、追加補正で対応させていただきたいということをお願いするものがあります。

大島委員        国庫補助100%ですが、どういう種類のものが出ているのか教えてください。

観光政策課長    こちらのほうも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が使われております。

分科会長        ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第74号中商工労働部所管分、議案第75号、以上2件を一括して意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長        意見の表明なしと認めます。  
以上で、商工労働部所管分の議案の審査を終

いたします。

次に、報告案件として提出されている  
報告第10号 令和3年度富山市繰越明許費  
繰越計算書、第7款商工費  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

商業労政課長 〔議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

大島委員 今回の工事の遅れによって、入居する学生さん  
たちに影響が出たということはございますか。

商業労政課長 入居については富山大学都市デザイン学部と  
連携して包括協定を結んでおりまして、今現在  
8名の入居予定者がいると伺っております  
が……。

商工労働部次長 お待ちいただくことで8名の方には御迷惑を  
おかけしているのですけれども、一応、御本人  
さんには御了承いただいていると聞いてお  
ります。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長      ないようですので、これをもって質疑を終結  
いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
以上で、経済環境分科会商工労働部所管分を  
終了いたします。

午前 11 時 21 分    休憩

~~~~~

午後 0 時 01 分 再開

分科会長 これより、経済環境分科会農林水産部所管分
の議案の審査を行います。
議案第74号 令和4年度富山市一般会計補
正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補
正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災
害復旧費
を議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

農林水産部長 〔挨拶〕

農林水産部次長 〔農林水産部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕

農政企画課長 〔議案第74号中
とやまスローライフ市民農園案内看板の設置
について、
大区画貸付農地管理事業用地格納庫シャッター
の修繕について、
女性が変わる未来の農業推進事業について、
議案説明資料により説明〕

農業水産課長 〔議案第74号中
とやま型農業経営支援事業について、
古洞の森自然活用村の民間活力導入の検討に
ついて、
水産物供給基盤整備事業について、
議案説明資料により説明〕

農林事務所 〔議案第74号中
農業振興課長 牛岳オートキャンプ場施設看板の設置につい
て、
大長谷交流センター駐車場の補修について、
議案説明資料により説明〕

農林事務所 〔議案第74号中
農地林務課長 小規模土地改良事業について、
団体営土地改良事業について、
猿倉山森林公園施設の修繕について、
杉ヶ平キャンプ場施設の修繕について、

林道等維持管理事業について、
林道災害復旧事業について、
議案説明資料により説明]

営農サポート センター所長 [議案第74号中
営農サポートセンター施設の改修について、
議案説明資料により説明]

分科会長 それでは、これより、質疑に入ります。
先ほど来同様、議案説明資料1ページから順次質疑を行いたいと思っております。
まずは、議案説明資料1ページの令和4年6月農林水産部補正予算(案)総括表について、質疑はありませんか。

[発言する者なし]

分科会長 ないようですので、議案説明資料2ページのとやまスローライフ市民農園案内看板の設置について、質疑はありませんか。

[発言する者なし]

分科会長 ないようですので、議案説明資料3ページの大区画貸付農地管理事業用地格納庫シャッターの修繕について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、次に行きます。
議案説明資料4ページの女性が変わる未来の
農業推進事業について、質疑はありませんか。

高田委員 (3) 事業内容のところ、2団体が予定し
ているとなっていてはありますが、この団体と
いうのはどこか分かりますか。

農政企画課長 県のほうからは、あおば農協と有限会社営農
ワイエムアイというところが手を挙げてきて
いると聞いております。

澤田委員 場所は分かりますか。

農政企画課長 こちらの補正予算がまだ決まっていない状態
で、相手とアプローチは取っていないので、
場所などは聞いていません。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料5ページの
とやま型農業経営支援事業について、質疑は

ありませんか。

澤田委員 同様に、2団体が分かれば教えてください。

農業水産課長 1件が婦中地域朝日地区のファーム下友坂で、もう1件が富山地域水橋地区の田伏営農組合になります。

分科会長 この件について、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料6ページの古洞の森自然活用村の民間活力導入の検討について、質疑はありませんか。

大島委員 吉田議員の一般質問に対する答弁で、2社が手を挙げていたというお話だったのですが、これは令和5年3月で廃止になった後、4月からすぐ営業できるのかどうかをまずお聞きします。

農業水産課長 まず今回、補正予算をお願いしておりまして、予算が決まりましたら、その後、業務委託でいわゆるサウンディング調査を実施することになります。その中で、興味のある業者から

ヒアリングを行いまして、市とのすり合わせを行って、募集要項を作成して、それから公募という形を考えております。

具体的にいつから公募するのかはまだ決まっていないので、今のところ、来年の4月からすぐ営業するという事はなかなか難しいのではないかと考えております。

大島委員 温泉施設を復活するような大規模な改修というのは、考えていらっしゃるのでしょうか。

農業水産課長 これも相手があつての話になりますので、相手の方と市との話で、どこまで市で直す、どこまで民間がやるということは、これからの業務委託の中で検討していきたいと考えております。

佐藤委員 聞き逃したのかもしれませんが、この800万円という金額の算出根拠はどうでしたでしょうか。

農業水産課長 これは、コンサルタント会社から見積りを取った上での計上になっております。

佐藤委員 特定のコンサルタント会社から見積りを取ったということによろしいでしょうか。

農業水産課長 数社から取りまして、計上させていただいております。

佐藤委員 総じて、この内訳といたしますか、大体どういう仕事になるのか、もう一度説明をしてもらってもよろしいでしょうか。

農業水産課長 コンサルタント会社から興味のある業者に市の意向を伝えて、どのようなことができるのか、やりたいのかについて相手の業者にヒアリングを行いまして、民間の方がどこまでできるのかということを取り聞きます。それを募集要項に反映させて、将来の公募につなげていきたいと考えております。

分科会長 議案説明資料6ページで、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料7ページの水産物供給基盤整備事業について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料８ページの牛岳オートキャンプ場施設看板の設置について、質疑はありませんか。

澤田委員 議案説明資料２ページのとやまスローライフ市民農園案内看板の設置と、この牛岳オートキャンプ場施設看板の設置では財源が違いますけれども、これはこういった理由ですか。

農林事務所
農業振興課長 とやまスローライフ市民農園のほうは、農園として市民の生きがいを創出する施設であります。牛岳オートキャンプ場につきましては、県内外の不特定多数の人が利用できる観光色の強い施設となっております。今回の復旧により、アフターコロナとして、市内の観光需要の喚起を図るという目的、意味合いも持っておりますので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

分科会長 議案説明資料８ページで、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料９ページの大長谷交流センター

駐車場の補修について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料10ページの小規模土地改良事業について質疑はありませんか。

高田委員 (3) 事業内容にある八尾地域2地区と山田地域1地区の合計でこの補正額が計上されていると思うのですが、それぞれの内訳はわかりますか。

農林事務所
農地林務課長 八尾地域の2地区で84万円、それから山田地域の1地区で80万円となっています。

高田委員 八尾地域2地区のそれぞれの金額はわかりますか。

農林事務所
農地林務課長 八尾地域の2地区は、1地区が室牧東部で40万円、もう1地区は上高善寺で44万円としています。

分科会長 このページで、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料 11 ページの団体営土地改良事業について、質疑はありませんか。

澤田委員 (3) 事業内容で、大沢野地域と婦中地域で地元の負担率が違うと思うのですけれども、これはこういった理由でしょうか。

農林事務所
農地林務課長 婦中地域のほうは、場所で言うと外輪野南地区というところになりまして、中山間地区になります。中山間地区では国や県の負担がかさ上げされていまして、それで補助率が違うということでございます。

澤田委員 婦中地域が中山間地区ということは分かったのですが、大沢野地域の場所はどの辺になりますか。

農林事務所
農地林務課長 大野地区というところになりまして、中山間地区には当たっていないということです。

分科会長 議案説明資料 11 ページで、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料 12 ページの猿倉山森林公園施設の修繕について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 これもないようですので、議案説明資料 13 ページの杉ヶ平キャンプ場施設の修繕について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次、議案説明資料 14 ページの林道等維持管理事業について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、議案説明資料 15 ページの林道災害復旧事業について、質疑はありませんか。

高田委員 (2) 補正目的に融雪災害とあるのですけれども、融雪災害とは何ですか。

農林事務所
農地林務課長 災害復旧事業には補助金の対象になる基準がありまして、雪が非常に多く積もっていて、

その雪が24時間でどれだけ解けたのかという数値が基準以上であれば災害に当たるという項目があります。今回の場合は融雪災害として補助金の対象となる基準を満たしていたということで、国の補助をもらって災害復旧すると。本当に補助がつくのかどうかということは、今からまた立合いをして決まるのですけれども、今はその補助がつくのではないだろうかということで、予算要求をしているというところでございます。

分科会長 議案説明資料15ページで、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料16ページの営農サポートセンター施設の改修について、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第74号中農林水産部所管分の意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、農林水産部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第10号 令和3年度富山市繰越明許費
繰越計算書、第6款農林水産業費、第11款
災害復旧費中、農林水産部所管分、
報告第14号 令和3年度富山市事故繰越し
繰越計算書、第11款災害復旧費、
以上2件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

農林水産部次長 〔報告第10号について、
議案書により説明〕

農林事務所 〔報告第14号について、
農地林務課長 議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

佐藤委員 報告第14号について、結局、3回にわたっ

て入札不調になっているわけですが、なぜなのか。あわせて、ようやく落札となったその理由は何でしょうか。

農林事務所
農地林務課長

入札不調の理由といたしましては、業者の手持ちの工事が多く、現場代理人や主任技術者の配置ができないということでした。受注してもらうための改善点といたしますか、どうしたら取ってもらえたのかということなのですけれども、1回目は一般競争入札で、入札参加資格条件をBランクで出していました。1回目はBランクだけでは入札してもらえなかったため、2回目には、そのときの単価に入れ替えて、Aランクの方も加えて出したのですけれども、それでも取ってもらえませんでした。その後、土砂の除去—これが一番主な工種になるのですけれども—一般的な積算では、公共残土置場へ持っていくことになるのですが、それが30キロメートルほど離れていまして、10キロメートル程度の距離の土砂の搬出先を確保できるように何とかこちらのほうで手配しました。それでいいのかということをお県などとも協議した上で実施した結果、何とか受注してもらえた。結果的には工期も短縮できるということと、現場代理人についても、発注時期にちょうど

取ってもらえる業者がいたということも合わせて落札してもらえたと考えます。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

以上で、経済環境分科会農林水産部所管分を終了いたします。

これで、6月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告につきましては、正・副分科会長に御一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和4年6月定例会予算決算委員会経済環境分科会を閉会いたします。

令和4年6月定例会
予算決算委員会経済環境分科会記録署名

分科会長 泉 英 之

署名委員 飯 山 勝 彦

署名委員 舎 川 智 也